

令和 7 年 4 月 4 日
北海道運輸局自動車交通部

帯広地区における運賃改定の要請について

令和 7 年 4 月 2 日、帯広地区のタクシー事業者より運賃改定の要請がなされましたのでお知らせいたします。

運賃改定の要請（申請）は、令和 7 年 4 月 2 日から令和 7 年 7 月 1 日までの 3 ヶ月間受付し、地区における車両数の 5 割に達した時点で運賃改定の手続きを開始いたします。

地区概要

帯広地区	地区事業者数	地区車両数
帯広交通圏 （帯広市、音更町、芽室町、幕別町（ただし、平成 1 8 年 2 月 6 日に編入された旧忠類村の区域を除く。）、中札内村、更別村、池田町） 広尾圏 （豊頃町、広尾町、大樹町、幕別町（ただし、平成 1 8 年 2 月 6 日に編入された旧忠類村の区域に限る。）、浦幌町） 足寄圏 （足寄町、陸別町、本別町） 清水圏 （士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町）	2 8 者	4 0 7 両

【問い合わせ先】

北海道運輸局 自動車交通部
旅客第二課 平澤、三宅
Tel 011-290-2742